



# 宮 崎 県 公 報

平成30年10月22日 (月曜日) 第 3040 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1

### 告 示

○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 4

○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明  
について…………… ( " ) 4

○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4

頁

○道路の供用の開始 (3件) …………… (道路保全課) 4

○二級河川の指定…………… (河川課) 5

○港湾施設の概要の公示 (8件) …………… (港湾課) 5

○港湾施設の公示の廃止…………… ( " ) 12

### 公 告

○地図及び簿冊の認証 (12件) …………… (農村計画課) 12

○土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) …… (農村整備課) 13

○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… ( " ) 14

○入札公告…………… 14

## 規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第64号

#### 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

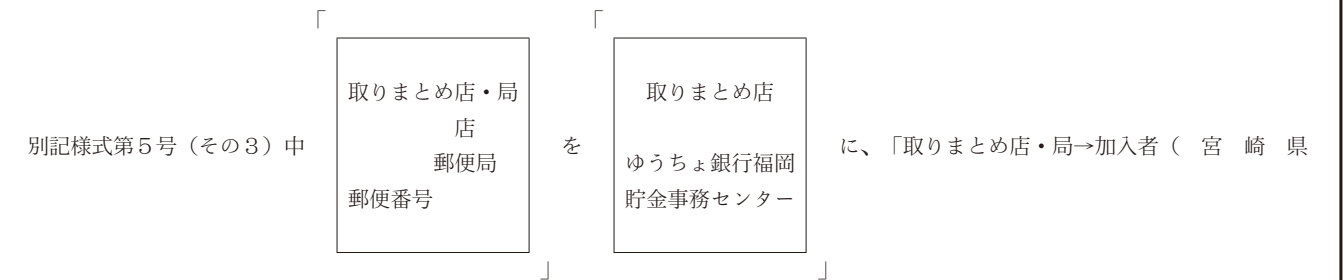
宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

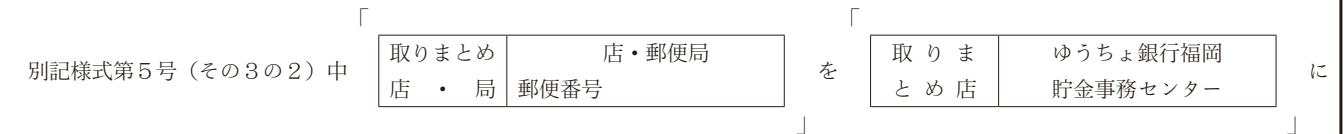
改正前	改正後
(納税通知書等の様式)	(納税通知書等の様式)
第5条 次の表の左欄に掲げる文書の様式は、それぞれ右欄の定めるところによる。	第5条 次の表の左欄に掲げる文書の様式は、それぞれ同表の右欄の定めるところによる。
[略]	[略]
2 [略]	2 [略]
(徴収の引継ぎ)	(徴収の引継ぎ)
第20条 所長は、徴収金を納付し、又は納入すべき者が納期限までに徴収金を納付し、又は納入しない場合において、当該滞納者の住所若しくは居所又は差し押えるべき若しくは差し押えた財産が所管区域外にあるときは、当該滞納者の住所若しくは居所又は差し押えるべき若しくは差し押えた財産の所在地を所管する所長に徴収の引継ぎをすることができる。ただし、督促状 (納付 (納入) 催告書を含む。次条において同じ。) を発した日から起算して10日を経過する日までの間はすることができない。	第20条 所長は、徴収金を納付し、又は納入すべき者が納期限までに徴収金を納付し、又は納入しない場合において、当該滞納者の住所若しくは居所又は差し押えるべき若しくは差し押えた財産が所管区域外にあるときは、当該滞納者の住所若しくは居所又は差し押えるべき若しくは差し押えた財産の所在地を所管する所長に徴収の引継ぎをすることができる。ただし、督促状 (納付 (納入) 催告書を含む。) を発した日から起算して10日を経過する日までの間はすることができない。
2 [略]	2 [略]
(参加差押調書の作成)	(参加差押調書の作成)
第35条 所長は、徴収法第86条第1項の規定によって参加差押をする場合においては、参加差押調書 (別記様式第75号) を作成しなければならない。	第35条 所長は、徴収法第86条第1項の規定によって参加差押をする場合においては、参加差押調書 (別記様式第75号) を作成しなければならない。
(滞納処分に関する文書の様式)	(滞納処分に関する文書の様式)
第43条 徴収金の滞納処分について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	第43条 徴収金の滞納処分について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。
[略]	[略]

<p>差押財産修理同意書 [略]</p> <p>[略]</p> <p>(事業税に関する文書の様式)</p> <p>第54条 事業税について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄の定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>個人事業税課税標準額 分割通知書</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(ゴルフ場利用税の税率適用の等級等)</p> <p>第58条 条例第44条第2項の規定により知事が定める等級は、次の表の左欄に掲げるホール数を有するゴルフ場において中欄に掲げる利用料金の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるところによるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(狩猟税の申告書の様式)</p> <p>第92条 条例第85条の3に規定する狩猟税の申告書の様式は、別記様式第 225号による。</p>	[略]	[略]	個人事業税課税標準額 分割通知書	[略]	[略]		<p>差押財産等修理同意書 [略]</p> <p>[略]</p> <p>(事業税に関する文書の様式)</p> <p>第54条 事業税について、次の表の左欄に掲げる文書は、<u>同表</u>の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ<u>同表</u>の右欄の定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>個人事業税課税標準分 割通知書</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(ゴルフ場利用税の税率適用の等級等)</p> <p>第58条 条例第44条第2項の規定により知事が定める等級は、次の表の左欄に掲げるホール数を有するゴルフ場において<u>同表</u>の中欄に掲げる利用料金の区分に応じ、それぞれ<u>同表</u>の右欄に定めるところによるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(狩猟税の申告書の様式)</p> <p>第92条 条例第85条の3第1項に規定する狩猟税の申告書の様式は、別記様式第 225号による。</p>	[略]	[略]	個人事業税課税標準分 割通知書	[略]	[略]	
[略]	[略]												
個人事業税課税標準額 分割通知書	[略]												
[略]													
[略]	[略]												
個人事業税課税標準分 割通知書	[略]												
[略]													

別記様式第5号（その1の2）及び別記様式第5号（その2の2）中「取りまとめ店・局→加入者（宮崎県・コンビニ本部控）」を「取りまとめ店→加入者（宮崎県・コンビニ本部控）」に改める。

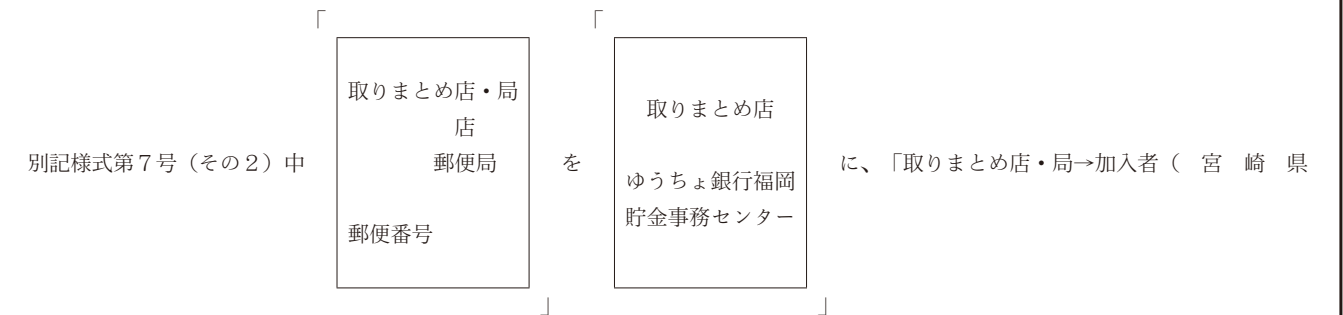
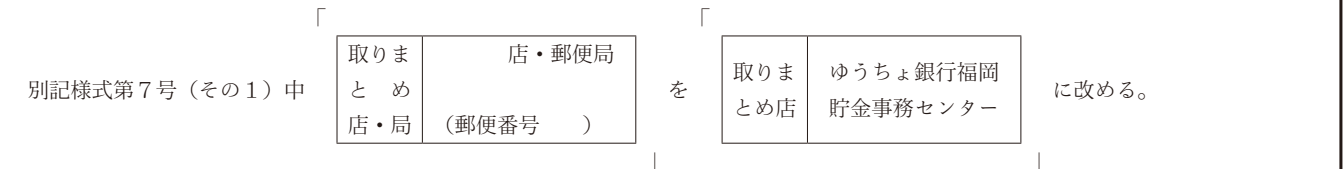


保管）」を「取りまとめ店→加入者（宮崎県保管）」に、「（受付店・局保管1年）」を「（受付店・局保管1年）」に改める。



、「取りまとめ店・局→加入者（宮崎県・コンビニ本部控）」を「取りまとめ店→加入者（宮崎県・コンビニ本部控）」に改める。

別記様式第5号（その3の3）及び別記様式第6号（その2）中「取りまとめ店・局→加入者（宮崎県・コンビニ本部控）」を「取りまとめ店→加入者（宮崎県・コンビニ本部控）」に改める。



保管 )」を「取りまとめ店→加入者(宮崎県保管)」に、「(受付店・局保管1年)」を「(受付店・局保管1年)」に改める。

別記様式第7号(その3)中

取りまとめ 店・局	店・郵便局 郵便番号
--------------	---------------

を

取りま とめ店	ゆうちょ銀行福岡 貯金事務センター
------------	----------------------

に、「

取りまとめ店・局→加入者(宮崎県・コンビニ本部控)」を「取りまとめ店→加入者(宮崎県・コンビニ本部控)」に改める。

別記様式第7号(その4)中「取りまとめ店・局→加入者(宮崎県・コンビニ本部控)」を「取りまとめ店→加入者(宮崎県・コンビニ本部控)」に改める。

別記様式第8号(その1)中

取りま とめ 店・局	店・郵便局 (郵便番号)
------------------	-----------------

を

取りま とめ店	ゆうちょ銀行福岡 貯金事務センター
------------	----------------------

に改める。

別記様式第8号(その2)中

取りまとめ店・局 店 郵便局 郵便番号	を	取りまとめ店 ゆうちょ銀行福岡 貯金事務センター	に、「	取りまとめ店・局→加入者(宮崎県
------------------------------	---	--------------------------------	-----	------------------

保管 )」を「取りまとめ店→加入者(宮崎県保管)」に、「(受付店・局保管1年)」を「(受付店・局保管1年)」に改める。

別記様式第84号から別記様式第86号までの規定中「差押換を」を「差押換えを」に改める。

別記様式第104号(その1)から別記様式第104号(その3)までの規定中「差押を」を「差押えを」に改める。

別記様式第110号(その1)、別記様式第110号(その2)及び別記様式第111号(その2)中「参加差押を」を「参加差押えを」に改める。

別記様式第112号中「参加差押に」を「参加差押えに」に、「参加差押した」を「参加差押えした」に改める。

別記様式第113号中「差押財産引渡依頼書」を「参加差押財産引渡依頼書」に、「参加差押を」を「参加差押えを」に、「引き渡して下さい」を「引き渡してください」に、「参加差押した」を「参加差押えした」に改める。

別記様式第115号から別記様式第116号(その5)までの規定中「参加差押を」を「参加差押えを」に改める。

別記様式第117号中「参加差押の」を「参加差押えの」に改める。

別記様式第119号中「差押財産修理同意書」を「差押財産等修理同意書」に、「差押財産」を「差押財産等」に改める。

別記様式第120号、別記様式第120号の2及び別記様式第122号中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

別記様式第128号(その4)中「換価財産」欄を削り、「まっ消」を「抹消」に改める。

別記様式第131号(その1)中「(参加差押)を」を「(参加差押え)を」に改める。

別記様式第132号の付表中「差押」を「差押え」に改める。

別記様式第137号中

取りまとめ 店・局	店・郵便局 (郵便番号)
--------------	-----------------

を

取りまとめ店	ゆうちょ銀行福岡 貯金事務センター
--------	----------------------

に改め

る。

別記様式第152号の5を削る。

別記様式第153号の5中「宮崎県税条例第72条の38の2第<sup>5</sup>/<sub>7</sub>項」を「地方税法第72条の38の2第<sup>5</sup>/<sub>7</sub>項」に改める。

別記様式第177号中「第132条第5項」を「第132条第6項」に、「第133条第4項」を「第133条第5項」に改める。

別記様式第224号中「(第102条関係)」を「(第91条関係)」に改める。

別記様式第225号(その1)中「(第103条関係)」を「(第92条関係)」に改め、同様式(表)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同様式(裏)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「(控除対象配偶者)」を「(同一生計配偶者)」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

別記様式第225号(その2)中「(第103条関係)」を「(第92条関係)」に改め、同様式(表)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同様式(裏)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「(控除対象配偶者)」を「(同一生計配偶者)」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

別記様式第 225号（その 3）中「（第 103条関係）」を「（第92条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - （1） 第43条の表の改正規定並びに別記様式第 119号の改正規定、別記様式第 120号、別記様式第 120号の 2 及び別記様式第 122号の改正規定、別記様式第 225号（その 1）の改正規定（「（第 103条関係）」を「（第92条関係）」に改める部分を除く。）及び別記様式第 225号（その 2）の改正規定（「（第 103条関係）」を「（第92条関係）」に改める部分を除く。） 平成31年 1 月 1 日
  - （2） 別記様式第 5 号（その 1 の 2）及び別記様式第 5 号（その 2 の 2）の改正規定、別記様式第 5 号（その 3）の改正規定、別記様式第 5 号（その 3 の 2）の改正規定、別記様式第 5 号（その 3 の 3）及び別記様式第 6 号（その 2）の改正規定、別記様式第 7 号（その 1）から別記様式第 8 号（その 2）までの改正規定及び別記様式第 137号の改正規定 平成31年 4 月 1 日
- （用紙に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 798号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字焼木ノ尾98（次の図に示す部分に限る。）、90、91-1、91-3、92、94-1、95-1、95-3、96-1、96-3、97-1 から97-3まで、97-5、97-7、97-9、100-1、100-2、101、102、104、105-1、105-2、106、107-1 から 107-3まで、107-5、107-7、107-9、107-11
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 799号

保安林の指定施業要件の変更（平成30年宮崎県告示第 702号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
  - 諸塚村役場
  - 岩本幸一
  - 椎葉村役場

黒木時雄、那須力

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成30年宮崎県告示第 702号によること。

宮崎県告示第 800号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年10月22日から同年11月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
109	県道	飯野松山都城線	都城市梅北町 12244番 1 地先から	旧	13.2～13.9	60.0
			同市同町 1 2247番 1 地先まで	新	16.1～26.9	

宮崎県告示第 801号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年10月22日から同年11月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	221号	都城市太郎坊町1065番 194地先から同市同町 2037番13ま	平成30年10月22日

			で	
--	--	--	---	--

**宮崎県告示第 802号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年10月22日から同年11月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
33	県道	都城北郷線	北諸県郡三股町大字長田字栗巣3509番 1 地先から同郡同町同大字字牧3582番 2 地先まで	平成30年10月22日

**宮崎県告示第 803号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年10月22日から同年11月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
109	県道	飯野松山都城線	都城市梅北町 12244番 1 地先から同市同町 1 2247番 1 地先まで	平成30年10月22日

**宮崎県告示第 804号**

河川法（昭和39年法律第 167号）第 5 条第 1 項の規定により、二級河川を次のとおり指定する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川の名称		区 間		延長 (キロメートル)	摘要
水系名	河川名	上 流 端	下流端		
耳川	井尻谷川	左岸	坪谷川	0.21	

		日向市東郷町山陰字井尻丁 179番 2 地先	への合流点	4	
		右岸 日向市東郷町山陰字井尻丁 158番口地先			

**宮崎県告示第 805号**

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図対象番号)	数 量	能 力
細島港 (工業 環境 整備 地区 )	港湾 環境 整備 施設	緑地	日向市大字日知屋字畑浦5514番32、5514番37及び5514番42 (L-2-5)	面積 660平方 メートル	
			日向市大字日知屋字八幡ノ元5514番32、5514番40、5514番41、5554番 5 及び5554番 6 (L-2-6)	面積 640平方 メートル	
宮崎港	港湾 環境 整備 施設	緑地	宮崎市港東 3 丁目 1 番地先 (L-2-14)	面積 4,212.63 平方メー トル	
			宮崎市港東 3 丁目 1 番地先 (L-2-15)	面積 1,917.88 平方メー トル	
	その 他の 港湾 の環 境の 整備 のた めの 施設		宮崎市新別府町1400番地 1 地先 (L-7-7)	延長 85.78メ ートル	高さ 4.30メ ートル

宮崎県告示第 806号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図対象番号）	数 量	能 力
古江港 （古江・阿蘇地区）	臨港交通施設	臨港道路	延岡市北浦町古江字鶴山2931番36先 （D-1-12）	延長 60メートル	車道幅員 5.5メートル
			同上 （E-1-19-12）	1基	灯色 黄色
細島港 （工業港地区）	保管施設	野積場	日向市竹島町2番1 （H-2-27）	面積 22,280平方メートル	
			同上 （E-1-19-7）	1基	光達距離 4.5キロメートル 灯色 赤色
宮崎港	航行補助施設	航路標識	宮崎市阿波岐原町前浜4277番地32地先 （E-1-8-8）	1基	灯色 黄色
			同上 （E-1-19-8）	1基	
			同上 （E-1-19-9）	1基	光達距離 4.5キロメートル 灯色 赤色
			同上 （E-1-19-10）	1基	
			同上 （E-1-19-11）	1基	光達距離 4.5キロメートル

					灯色 緑色
		同上 （E-1-19-12）	1基		光達距離 4.5キロメートル 灯色 緑色
		同上 （E-1-19-13）	1基		光達距離 4.5キロメートル 灯色 緑色
港湾環境整備施設	緑地	宮崎市港東3丁目1番地先 （L-2-3）	面積 38,500平方メートル		

宮崎県告示第 807号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（平成19年宮崎県告示第 302号）は、廃止する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図対象番号）	数 量	能 力
宮崎港	水域施設	航路	宮崎市高洲町地先 （A-1-1）	延長 1,150.0メートル	水深 3.5メートル 幅員 80.0メートルから 120.0メートル
			宮崎市阿波岐原町前浜地先 （A-1-3）	延長 2,469.0メートル	水深 9.0メートル 幅員

				200.0 メートルから 280.0 メートル		(A-2-10)	平方メー ートル	
泊地	宮崎市港3丁目4番地先 (A-2-1-1)	面積 114,036 平方メー ートル	水深 9.0メ ートル					
	宮崎市港2丁目12番地先及び宮崎市港2丁目20番地先 (A-2-1-2)	面積 97,763平 方メー ートル	水深 7.5メ ートル					
	宮崎市港1丁目12番地先及び宮崎市港1丁目13番地先 (A-2-2)	面積 41,850平 方メー ートル	水深 3.5メ ートル					
	宮崎市港1丁目7番地先及び宮崎市港1丁目9番地先 (A-2-3)	面積 5,600平 方メー ートル	水深 2.0メ ートル					
	宮崎市港1丁目18番地先及び宮崎市港2丁目1番地先 (A-2-4)	面積 5,880平 方メー ートル	水深 1.0メ ートル					
	宮崎市港東1丁目5番地先及び宮崎市港東1丁目6番地先 (A-2-6)	面積 105,570 平方メー ートル	水深 4.5メ ートル					
	宮崎市港1丁目18番地先 (A-2-7)	面積 28,220平 方メー ートル	水深 4.5メ ートル					
	宮崎市港東1丁目2番地先 (A-2-8)	面積 5,963平 方メー ートル	水深 4.0メ ートル					
	同上 (A-2-9)	面積 4,326平 方メー ートル	水深 3.5メ ートル					
	宮崎市港東3丁目1番地先	面積 114,700	水深 5.5メ ートル					

宮崎県告示第 808号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（平成20年宮崎県告示第 945号）は、廃止する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

港名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
古江港 (直海地区)	外郭 施設	防波 堤	延岡市北浦町市振字直海地先 (B-1-8)	延長 30.0メ ートル	天端高 8.8メ ートル
			同上 (B-1-9)	延長 60.0メ ートル	天端高 8.8メ ートル
			同上 (B-1-22)	延長 39.4メ ートル	天端高 6.1メ ートル
古江港 (古江・阿蘇地区)	外郭 施設	防波 堤	延岡市北浦町古江字阿蘇地先 (B-1-30)	延長 21.5メ ートル	天端高 5.3メ ートル
			同上 (B-1-31)	延長 27.5メ ートル	天端高 5.3メ ートル
延岡港	外郭 施設	防波 堤	延岡市東海町地先 (B-1-7-10)	延長 12.6メ ートル	天端高 4.5メ ートル
細島港 (商業港地区)	臨港 交通 施設	橋梁	日向市大字細島字吉野川 (D-5-1)	延長 17.3メ ートル	幅員 7.0メ ートル
細島港 (工業港地区)	保管 施設	野積 場	日向市大字日知屋字新開 (H-2-18)	面積 9,014.0 平方メ ートル	
平岩港	外郭	防波	日向市大字平岩地先	延長	天端高

宮崎港	施設	堤	(B-1-19)	20.6メートル	6.1メートル				宮崎市阿波岐原町前浜4277番1地先及び新別府町前浜1400番10地先 (D-1-37)	延長 420.0メートル	幅員 6.5メートル
		防砂堤	同上 (B-2-5)	延長 15.3メートル	天端高 5.5メートル						
	係留施設	岸壁	宮崎市港東3丁目5番 (C-1-12)	延長 390.0メートル	水深 7.5メートル			橋梁	宮崎市日ノ出町1丁目地先 (D-5-1)	延長 32.5メートル	幅員 13.0メートル
			宮崎市港東3丁目6番 (C-1-13)	延長 210.0メートル	水深 9.0メートル				内海港	外郭施設	防波堤
	物揚場	宮崎市港東1丁目6番地先 (C-6-14)	延長 70.0メートル	水深 3.5メートル	油津港	外郭施設	防波堤	日南市字黒岩 867番12地先 (B-1-3-6)			
		宮崎市港東1丁目5番地先 (C-6-15)	延長 70.0メートル	水深 3.5メートル				係留施設	物揚場	日南市材木町1番地先 (C-6-23)	延長 60.78メートル
	浮棧橋	宮崎市新別府町前浜1400番10地先及び阿波岐原町前浜4277番1地先 (C5'-1)	延長 10.0メートル	水深 3.0メートル	臨港交通施設	臨港道路	日南市大字平野字大節8338番41 (D-1-14)			延長 645.43メートル	幅員 7.0メートル
			同上 (C5'-2)	延長 10.0メートル				水深 3.0メートル	同上 (D-1-15-1)	延長 343.26メートル	幅員 7.0メートル
	臨港交通施設	臨港道路	宮崎市港東3丁目5番及び6番 (D-1-33)	延長 1,640メートル	幅員 13.0メートル				同上 (D-1-15-2)	延長 492.44メートル	幅員 7.0メートル
			同上 (D-1-34)	延長 930メートル	幅員 6.0メートル				同上 (D-1-15-3)	延長 70.0メートル	幅員 7.0メートル
			同上 (D-1-35)	延長 604.0メートル	幅員 6.5メートル				同上 (D-1-15-4)	延長 70.0メートル	幅員 7.0メートル
			宮崎市阿波岐原町前浜4277番10の一部、4277番20、4277番33及び4277番36並びに新別府町前浜1400番2の一部及び1400番11 (D-1-36)	延長 230.0メートル	幅員 13.0メートル				荷さばき施設	荷さばき地	同上 (F-4-5)
同上 (D-1-36)			同上 (F-4-6)	面積 16,900.0平方メートル							



				トル	
保管 施設	野積 場	日南市油津4丁目7番 (H-2-25)	面積 500.0平方メートル		
		日南市大字平野字大節8338番41 (H-2-26)	面積 79,754.69平方メートル		
福島港	外郭 施設	防波堤	串間市大字西方字下夕町地先 (B-1-5-12)	延長 85.7メートル	天端高 7.0メートル
		護岸	串間市大字南方字金谷地先 (B-5-10)	延長 273.0メートル	天端高 3.5メートル
		串間市大字西方字下夕町地先 (B-5-25-1)	延長 20.1メートル	天端高 3.7メートル	
		同上 (B-5-25-2)	延長 78.4メートル	天端高 3.7メートル	
		同上 (B-5-25-3)	延長 58.6メートル	天端高 3.7メートル	
係留 施設	岸壁	同上 (C-1-2-2)	延長 39.2メートル	水深 5.5メートル	
		同上 (C-1-2-3)	延長 60.8メートル	水深 5.5メートル	
		同上 (C-1-3-1)	延長 57.85メートル	水深 7.5メートル	
		同上 (C-1-3-2)	延長 38.55メートル	水深 7.5メートル	
		同上 (C-1-3-3)	延長 33.6メートル	水深 7.5メートル	
港湾 環境	緑地	同上 (L-2-1-2)	面積 807.0平方メートル		

	整備 施設			方メー トル	
大納港	外郭 施設	防波 堤	串間市大字大納字縄手地先 (B-1-2-6)	延長 16.6メー トル	天端高 5.0メー トル

**宮崎県告示第 809号**

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成23年宮崎県告示第8号)は、廃止する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置(図対象番号)	数 量	能 力
細島港 (工業 港地区)	外郭 施設	護岸	日向市大字日知屋字畑浦5514番26地先 (B-5-19)	延長 105.0メ ートル	天端高 3.6メ ートル
	保管 施設	野積 場	日向市大字日知屋字畑浦5514番17 (H-2-21)	面積 9,890平 方メー トル	
宮崎港	航行 補助 施設	航路 標識	宮崎市阿波岐原町前浜4277番地32地先 (E-1-8-1)	1基	光達距離 4.5キ ロメー トル 灯色 緑
			同上 (E-1-8-2)	1基	光達距離 5.5キ ロメー トル 灯色 赤
			同上 (E-1-8-3)	1基	光達距離 5.5キ ロメー トル 灯色 緑

			同上 (E-1-8-4)	1基	光達距離 5.5キ ロメー トル 灯色 赤			堤	(B-2-3)	35.0メー トル	0.0メ ートル		
			同上 (E-1-8-5)	1基	光達距離 5.5キ ロメー トル 灯色 緑		延岡新 港	荷さ ばき 施設 及び 移動 式荷 役機 械	上屋 延岡市新浜町2丁目 8935番69 (F-5-2)	総床 1,778.86 平方メー トル			
			同上 (E-1-8-6)	1基	光達距離 5.5キ ロメー トル 灯色 赤		油津港	外郭 施設	防波 堤	日南市大字平野字大 筋8338番1地先 (B-1-5-4)	延長 20.0メー トル	天端高 7.5メ ートル	
			同上 (E-1-8-7)	1基	光達距離 5.5キ ロメー トル 灯色 緑				護岸	同上 (B-5-33)	延長 45.2メー トル	天端高 3.5メ ートル	
							係留 施設	岸壁	同上 (C-1-10)	延長 185.0メ ートル 取付部 30.0メー トル	水深 10.0メ ートル		
									同上 (C-1-11)	延長 240.0メ ートル 取付部 174.4メ ートル	水深 12.0メ ートル		
							外浦港	外郭 施設	防波 堤	日南市南郷町大字中 村字尾崎7051番 286 地先 (B-1-5)	延長 25.0メー トル	天端高 3.7メ ートル	
									防砂 堤	日南市南郷町大字瀧 上字地浦 134番 120 地先 (B-2-1)	延長 200.00メ ートル	天端高 3.0メ ートル	
							福島港	外郭 施設	防波 堤	串間市大字西方字下 夕町地先 (B-1-9-4)	延長 70.0メー トル	天端高 5.5メ ートル	
									係留 施設	係船 浮標	串間市大字南方字洲 崎地先 (C-2-1)	10基	水深 2.0メ ートル
									浮棧 橋	同上 (C-5-1)	延長 20.0メー		

**宮崎県告示第 810号**

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（平成27年宮崎県告示第 566号）は、廃止する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面对象番号）	数 量	能 力
熊野江 港	外郭 施設	防波 堤	延岡市熊野江町地先 (B-1-10)	延長 20.0メー トル	天端高 4.5メ ートル
		防砂	同上	延長	天端高

— 10 —

				トル	
	物揚場		串間市大字西方字下夕町地先 (C-6-12)	延長 120.0メートル 取付部 17.4メートル	水深 3.0メートル
	港湾環境整備施設	緑地	同上 (L-2-1)	面積 1,917平方メートル	
大納港	外郭施設	護岸	串間市大字大納字綱手地先 (B-5-2-2)	延長 60.0メートル	天端高 5.0メートル

宮崎県告示第 811号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（平成29年宮崎県告示第 641号）は、廃止する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
延岡新港	外郭施設	護岸	延岡市新浜町2丁目8935番69 (B-5-9)	延長 199.0メートル	天端高 6.0メートル
美々津港	外郭施設	護岸	日向市美々津町地先 (B-5-44)	延長 697.05メートル	天端高 8.8メートル
平岩港	航行補助施設	航路標識	日向市大字平岩地先 (E-1-1)	1基	灯色 緑色
			同上 (E-1-2)	1基	灯色 赤色
			同上 (E-1-3)	1基	灯色 緑色
宮崎港	係留施設	係船浮標	宮崎市港東1丁目2番地先 (C-2-1)	1基	水深 4.0メートル

航行補助施設

航路標識

同上 (C-2-2)	1基	水深 4.0メートル
同上 (C-2-3)	1基	水深 4.0メートル
同上 (C-2-4)	1基	水深 4.0メートル
同上 (C-2-5)	1基	水深 4.0メートル
同上 (C-2-6)	1基	水深 4.0メートル
宮崎市港東1丁目1番地先 (E-1-17)	1基	灯色 黄色
同上 (E-1-18)	1基	灯色 黄色
宮崎市阿波岐原町前浜4277番地32地先 (E-1-19-1)	1基	光達距離 4.5キロメートル 灯色 緑色
同上 (E-1-19-2)	1基	光達距離 4.5キロメートル 灯色 赤色
同上 (E-1-19-3)	1基	光達距離 4.5キロメートル 灯色 緑色
同上 (E-1-19-4)	1基	光達距離

				4.5キ ロメー トル 灯色 赤色
		同上 (E-1-19-5)	1基	光達距 離 4.5キ ロメー トル 灯色 緑色
		同上 (E-1-19-6)	1基	光達距 離 4.5キ ロメー トル 灯色 赤色

宮崎県告示第 812号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（平成30年宮崎県告示第 390号）は、廃止する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面对象番号）	数 量	能 力
古江港 （古江 ・阿蘇 地区）	臨港 交通 施設	臨港 道路	延岡市北浦町古江字 2931番30から2928番 5まで （D-1-11）	延長 667.4メ ートル	車道幅 員 5.5メ ートル

宮崎県告示第 813号

港湾施設の公示（平成2年宮崎県告示第 860号）は、廃止する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
串間市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成22年5月1日から平成29年3月27日
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字崎田の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
串間市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成24年7月1日から平成27年3月6日
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字奈留の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
串間市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成25年4月1日から平成30年3月28日
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字都井の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
串間市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成25年6月1日から平成27年3月6日
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字南方の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市

- 2 地籍調査を行った期間  
平成25年10月1日から平成28年3月17日
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字田吉、大字赤江、大字本郷南方の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成25年10月1日から平成30年2月23日
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字堤内の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成26年8月1日から平成29年3月13日
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字加江田の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成26年8月1日から平成30年3月12日
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字加江田の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成26年12月1日から平成30年3月12日

- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市清武町の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
えびの市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成27年6月1日から平成30年2月28日
- 3 地籍調査を行った地域  
えびの市大字末永の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成27年8月1日から平成29年3月3日
- 3 地籍調査を行った地域  
延岡市北川町川内名の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成27年10月1日から平成30年2月22日
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字吉野の一部
- 4 認証年月日  
平成30年10月12日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高千穂土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	興 梶 明 澄	高千穂町大字三田井 139番地 2

（任期：平成32年9月20日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	花 田 辰 生	高千穂町大字三田井1588番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三田井土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 光 邦	西臼杵郡高千穂町大字三田井4348番地 1
理 事	甲 斐 保 男	西臼杵郡高千穂町大字三田井3046番地
理 事	馬 原 美 文	西臼杵郡高千穂町大字三田井2713番地
理 事	甲 斐 新 一	西臼杵郡高千穂町大字三田井4380番地
理 事	興 梶 晴 義	西臼杵郡高千穂町大字三田井 239番地
理 事	興 梶 秀 幸	西臼杵郡高千穂町大字三田井1713番地
理 事	増 田 慶 一	西臼杵郡高千穂町大字三田井3643番地
監 事	田 尻 寿 稔	西臼杵郡高千穂町大字三田井4349番地
監 事	佐 藤 哲 伸	西臼杵郡高千穂町大字三田井2747番地
監 事	権 藤 正 和	西臼杵郡高千穂町大字三田井2480番地

（任期：平成33年9月4日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	永 野 定 夫	西臼杵郡高千穂町大字三田井 158番地イ-3
理 事	桐 木 善 大	西臼杵郡高千穂町大字三田井3547番地
理 事	甲 斐 光 邦	西臼杵郡高千穂町大字三田井4348番地 1
理 事	甲 斐 保 男	西臼杵郡高千穂町大字三田井3046番地
理 事	田 崎 利 久	西臼杵郡高千穂町大字三田井4386番地
理 事	馬 原 美 文	西臼杵郡高千穂町大字三田井2713番地
理 事	興 梶 幸 太 郎	西臼杵郡高千穂町大字三田井1067番地
監 事	権 藤 重 徳	西臼杵郡高千穂町大字三田井2480番地
監 事	田 尻 寿 稔	西臼杵郡高千穂町大字三田井4349番地
監 事	佐 藤 哲 伸	西臼杵郡高千穂町大字三田井2747番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 セキュリティサーバ機器等 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。  
入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料を含む。）の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては

、入札書に記載した金額に 100分の 8 に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17 年宮崎県条例第 81 号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の (3) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和 46 年宮崎県告示第 93 号) に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は (2)～(4) を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。

(6) 経営者等 (法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。) が、暴力団関係者 (暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団 (同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。) である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。

(7) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(8) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て (以下これらを「申立て」という。) がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

## 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して次の場所に提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係  
宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509  
電話番号 0985 (31) 0110

(2) 提出期間 平成 30 年 10 月 22 日 (月) から平成 30 年 11 月 19 日 (月) まで  
(土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

(3) 提出方法 持参又は送付 (郵送にあっては、書留郵便に限る。) により提出すること。

(4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成 30 年 11 月 26 日 (月) までに通知する。

## 5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成 30 年 10 月 22 日 (月) から平成 30 年 12 月 2 日 (日) まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

## 6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成 30 年 10 月 22 日 (月) から平成 30 年 11 月 19 日 (月) まで  
(土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

## 7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室

(2) 日時 平成 30 年 12 月 3 日 (月) 午後 1 時 30 分

## 8 入札保証金

宮崎県財務規則第 100 条の規定による。

## 9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 11 契約に関する事務を担当する部署

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号  
郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110

## 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Security server equipment, 1 set

(2) Time limit for tender 1:30 p.m. 3 December, 2018

(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1 - 8 - 28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.  
TEL: 0985-31-0110